

令和8年6月17日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部  
感染症対策課エイズ対策推進室

令和8年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧並びに運用開始日等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）について、令和8年6月にデータ標準レイアウトの改版が予定されていますが、このことに関し、当該改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日（以下「運用開始日」という。）以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用（※）の対象とする事務手続の一覧等がデジタル庁から情報提供されています。各都道府県衛生主管部（局）におかれては、各所管手続について、これらの資料を適切な広報等に活用してください。

また、運用開始日については、令和8年6月15日とされていますので、併せてお知らせします。

（※）申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で齟齬が無いか確認・検証する運用。

（問い合わせ先）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部

感染症対策課エイズ対策推進室

電話 03-5253-1111（内線 2384）